

薬剤師奨学金返還支援事業の概要

① 支援対象者の認定（初回のみ）

奨学金返還支援金の交付を受けるためには、病院に就職する前に、あらかじめ支援対象者の認定を受ける必要があります。

② 奨学金返還支援金の交付（毎年度）

奨学金返還支援金は、奨学金の返済状況に応じて毎年度交付されます（注1）。

$$\text{支援金の額} = \text{1年間の奨学金元利金返済額} \times \text{3分の2（上限40万円）}$$

毎年度、指定された期日（就職した年度は就職後30日以内、次年度からは4月末日）までに交付申請を行い、年度末に実績報告を提出後、支援金が支払われます。

③ 支援金の交付要件

- ・ 少なくとも3年以上勤務すること（注2）。
- ・ 病院が実施する薬剤師の能力の開発・向上のためのプログラム（注3）を満了（注4）すること。

注1) 奨学金の返済開始から最長9年間、最大360万円交付されます。

注2) 3年以内に離職した場合、支援金を全額返還又は一部返還していただきます。

注3) おおむね3年をⅠ期（最長Ⅲ期）として、主にOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）方式により実施されます。

注4) 満了したかどうかはプログラムの期間ごとに判断します。

薬剤師奨学金返還支援事業の流れ（イメージ）

